

# 川崎市内の避難者への支援について(案)

## 本市内の避難者の現状

### とどろきアリーナの避難者

39世帯112人(ピーク時)  
【4/18現在】

24世帯60人  
【6/5現在】

福島県 21世帯57人  
岩手県 2世帯2人  
宮城県 1世帯1人

### アリーナの避難者の今後の予定

#### ●居所の予定

移転先有・・・10世帯  
未定・・・14世帯  
┌住宅紹介が必要  
│　　　　　　　　　　・10世帯  
└その他　　　　　　・4世帯

### 避難の理由

- ①家屋の被災等
- ②原発の避難区域等
- ③原発の影響による自主避難

### アリーナ以外の避難登録者の避難元

福島県 272人  
岩手県 17人  
宮城県 42人  
その他 3人

### とどろきアリーナ以外の避難者(市内親類宅、公営住宅等)

150世帯334人  
【5/30現在】(全国避難者情報システム市内登録者)

## 災害救助法等に基づく避難者への主な支援施策(現行)

### 【情報提供・医療・健康・安全など】

避難先における情報提供の受付(全国避難者情報システム)	各区役所に設置した相談窓口で受付
医療機関の受診	被保険者証なしでの医療機関の受診、治療代の本人負担分の減免・猶予
健康相談等への案内	被災による不安や悩みを受け止める相談窓口を案内:日本臨床心理士会/チャイルドライン/いのちの電話など

### 【住宅、生活支援など】

一時避難所の設置・運営	「とどろきアリーナ」に一時避難所を設置
被災地での応急仮設住宅への入居等	被災地では応急仮設住宅の建設等が進み、順次入居中
国家公務員住宅や公営住宅の提供	神奈川県を窓口として公営住宅の募集を実施・・・1次募集:100戸(うち川崎市営住宅20戸)、2次募集:575戸(うち川崎市営住宅30戸)
当面の生活資金の貸付	社会福祉協議会による生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の特例貸付
小中学生の就学支援	学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費・給食費・ランチサービス費(中学校)の給付
リサイクル家具類の提供	市が収集した粗大ごみのうち、再利用可能な家具類について、補修した上で、市内に避難されている被災者へ譲与
水道料金等の減免	水道料金及び下水道使用料の基本料金相当額(2か月あたり2,499円)を減免

### 【就労支援など】

「震災特別相談窓口」を設置	全国のアローワークで実施
就業支援の実施	「キャリアサポートかわさき」では、被災者向けの企業の求人を受け付けて紹介するなど就業支援を実施 出張相談会の実施
雇用保険の給付日数の延長	

## 今後の市内の避難者への支援の基本的な考え方

- 本市においては、とどろきアリーナでの一時避難所の設置・運営など当初の緊急的な支援を実施してきたが、震災の発生からほぼ3ヶ月が経過し、今後も**長期の避難が必要な被災者**にとっては、安心して生活できる住宅とともに、自立した生活へ移行出来るような支援が必要である。

### ① 新たな生活へ向けた住宅支援

- 【応急仮設住宅の供与】(まちづくり局)  
川崎市が借主となって民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として被災者等に提供する。

#### 【6月補正予算(案)】

93,600千円(想定世帯数:80世帯 家賃、敷金、礼金など)

※新たに、被災県外においては被災県からの依頼により、民間賃貸住宅による応急仮設住宅の提供が可能となった(現時点では県外の取り扱いが示されているのは福島県のみ)。  
※契約形態、契約条件などの詳細は現在協議中

- 神奈川県を窓口とした公営住宅等の追加募集の実施(時期未定)

### ② 新たな生活へ向けた自立支援

- 〔(仮)「東日本大震災避難者支援金制度」の創設〕(財政局・健康福祉局)  
新たに支援金制度を創設し、本市内の避難者が自立した生活へ移行するために必要な資金の給付を行う。

#### 【支援金制度の概要(案)】

- (1)自立支援金  
本市内で自立した生活を始める世帯を対象に1世帯につき10万円(単身世帯半額)
- (2)支度金  
市外へ居住地を移す世帯を対象に1世帯につき3万円
- (3)就学支援金  
高等学校へ転入学又は編入学した避難者1人につき5万円
- (4)就園支援金  
幼稚園又は保育園に転入園した避難者1人につき5万円

- 日本赤十字社による生活家電セットの支援

### ③ (仮称)被災者支援総合窓口の開設

- (仮称)被災者支援総合相談窓口を新たに設置し、市内に居住する被災者を継続的に支援する。(市民・こども局)

#### 【一時避難所としての「とどろきアリーナ」の利用終了】

今後は、避難者の意向を確認しながら、避難所終了日を目途に、公営住宅や民間賃貸住宅をあっせんし、避難者が安定した生活へ円滑に移行できるよう支援を進めていく。

- 6/9(木): 避難所への新規受入の終了
- 7/31(日): 避難所としての利用終了